特に、当該鳥獣保護区の中でも太平湖及びノロ川上流一帯は、クマゲラの採餌跡、営巣木等が比較的多数確認されており、クマゲラの繁殖の場又は採餌の場として重要な森林環境といわれている。

このように、当該区域は当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するクマゲラを始めとする希少鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥類生息地の保護区として、クマゲラ、クマタカ、オオタカ等の希少鳥類の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　違法捕獲防止及び制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ニ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ホ　森吉山野生鳥獣センターを拠点として、鳥類の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。

ヘ　関係行政機関で構成される森吉山野生鳥獣センター運営協議会を通じて、情報共有及び連携の確保に努める。

○環境省告示第九十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区

二　区域

福岡県福岡市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、博多湾東部に位置する和白干潟及びその前面海域並びに福岡市東区を流れる多々良川の河口域で、東アジア・オーストラリア地域の渡り経路上に位置していることから、シギ・チドリ類、ガン・カモ類等の多数の渡り鳥が渡来する。特に春秋の渡りの時期及び越冬の時期にはシロチドリ、トウネン、ハマシギ等の多数のシギ・チドリ類が渡来し、採餌等の場として利用している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されているクロツラヘラサギ、ツクシガモ、ズグロカモメ等の希少種も渡来している。クロツラヘラサギは、毎年主に十一月から三月の間に冬鳥又は旅鳥として渡来し、ツクシガモ及びズグロカモメは、毎年主に十二月から三月の間に冬鳥として渡来している。

このように、当該区域は全国的及び国際的見地からシギ・チドリ類を始めとする渡り鳥の中継地又は越冬地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥類の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて、区域内の鳥類の生息環境の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ロ　当該区域は大都市近郊に位置し、地域住民の生活圏に隣接していることから、関係地方公共団体、関係ＮＰＯ等と連携協力しつつ、干潟環境の改善のため、アオサの除去、ごみ拾い等の活動に取り組むとともに、野鳥観察等の自然とのふれあいの場としての利用を進める。

ハ　周辺農地において、野鳥による食害等が懸念されることから、関係地方公共団体、農業者等からなる懇談会において、鳥獣保護区及び周辺農業区域の適正な保護管理に関する検討、情報交換及び連絡調整を行い、必要があれば対応措置等を検討する。

○環境省告示第百号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

男女群島鳥獣保護区

二　区域

長崎県五島市所在の男島、クロキ島、寄島、ハナグリ島及び女島（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、長崎県五島市に属し、五島列島の福江島から南南西の海上約七十キロメートルに位置する島嶼群である。男島、クロキ島、寄島、ハナグリ島及び女島で構成され、総面積は四百十六ヘクタールである。島の周囲は高い海蝕崖で形成され、上陸できる海岸は男島及び女島の数カ所しかなく、現在は無人島となっている。また、気候が温暖で降水量も豊富なことから、タブ、モクタチバナ等の照葉樹で構成される密林が発達している。

当該区域は、天敵がいないこと、周囲は対馬海流が分岐する海域であり、鳥類の餌となる魚類に恵まれていることから、オオミズナギドリ、カツオドリ等の水鳥の集団繁殖地となっている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種に指定され、南西諸島及び男女群島の森林のみに生息するアカヒゲを始め、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物に指定されているカラスバト等が生息している。

このように、当該区域は主に多様な鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するこれらの鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　専門家の同行の下、鳥類の生息状況調査及び巡視を行い、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ロ　関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖地及び生息地としての適正な保全を図る。

○環境省告示第百一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、男女群島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

男女群島特別保護地区

二　区域

長崎県五島市所在の男島、クロキ島、寄島、ハナグリ島及び女島（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、長崎県五島市に属し、五島列島の福江島から南南西の海上約七十キロメートルに位置する島嶼群である。男島、クロキ島、寄島、ハナグリ島及び女島で構成され、総面積は四百十六ヘクタールである。島の周囲は高い海蝕崖で形成され、上陸できる海岸は男島及び女島の数カ所しかなく、現在は無人島となっている。また、気候が温暖で降水量も豊富なことから、タブ、モクタチバナ等の照葉樹で構成される密林が発達している。